

以下は、多くの介護施設が抱えている課題のうち、これまでの多くの書籍・文献などでは検討されてこなかった、または表面的にしか触れられてこなかった課題について、一般的な法律知識を提供するだけでなく、出来る限り踏み込んで検討し、1つの実践的な提案をお示しするものです。

なお、全国老協では、法的訴訟になりそうなケースなどの法律相談をお受けする窓口「JSリーガルサポート」(御担当:長野佑紀弁護士)を設けており、原則として毎週水曜日の14:00-17:00に以下のお電話番号でお受付しています(※長野佑紀弁護士の所属事務所の電話番号と混同されないように御注意ください)。一会員施設につき同一案件を複数回お問い合わせする場を合を除き、ご相談は無料(通話料はかかります)です。お気軽にご相談ください。

JSリーガルサポートの電話番号:

**03-5215-7725**

### CASE47:【徘徊中に事故が発生した場合の介護施設側の損害賠償責任】

Q 入所中の利用者が、帰宅願望や認知症の進行などにより、徘徊による介護施設からの無断外出トラブルが発生することがあります。徘徊中に、利用者が事故に遭ったような場合、介護施設の損害賠償責任はどのように判断されるのでしょうか。

A

介護施設では、入所中の利用者が、帰宅願望や認知症の進行などにより、介護施設に無断で、徘徊して介護施設を離れてしまうことがあります。

その場合、利用者は介護施設から適切な介護が受けられなくなりますので、利用者の生命、身体に危険が及ぶこともあり得ます。

この点に関連して、在宅介護を受けていた認知症高齢者が、徘徊中に線路に立ち入って轢死し、列車に遅延を生じさせたために、当該高齢者を介護してきた遺族に対して鉄道会社が損害賠償を求めた事例において、最高裁平成28年3月1日判決では、遺族が当該高齢者の法定の監督義務者やそれに準ずべき者に当たらないことを理由に、遺族の損害賠償責任が否定されました。

しかしながら、同居家族とは異なり、介護施設は、利用契約に基づき、入所中の利用者の生命、身体への安全配慮義務を負っていることから、介護施設が安全配慮義務を怠った結果、同種の事故が発生したと判断されるような場合などには、介護施設の損害賠償責任が認められる可能性があります。

以下では、利用者の徘徊による介護施設からの無断外出に関して、利用者に対する注視、監視義務違反の有無、施設の設備の設置義務違反の有無などが争われた裁判例を1件ご紹介します。

事例としては、ある小規模多機能型居宅介護施設に入所していたアルツハイマー型認知症の利用者Aが、施設職員が他の利用者の介護のため5、6分程度、目を離れた際に、介護施設の

外に出て行方不明になってしまったというものです。

その後、施設職員や警察が施設付近の捜索を行いました。利用者Aを発見することはできず、3日後に本件介護施設から約590メートル離れた場所で利用者Aが死亡しているのが発見されました。

同事例において、さいたま地裁平成25年11月8日判決では、まず、利用者Aに対する注視、監視義務違反の有無については、本件介護施設では、利用者3人に対して施設職員1名であったことから、法令の人員基準を満たしていた点、1人の施設職員が3人の利用者を片時も目を離さず介護することはほぼ不可能ある点、施設職員が利用者Aから目を離れた時間は5、6分程度であった点などを踏まえ、利用者Aに対する注視、監視義務違反は認められないものと判断されました。

他方、本件介護施設の設備の設置義務違反の有無については、利用者Aに入所当初から帰宅願望があったことや、出入り口や窓、そこに付いている鍵を開けようとしていたこと、外に出ようとしていたこと、実際にロックされていなかった開口部が床面まである窓の鍵を開けたことがあったことなどから、本件事故前に利用者Aが鍵を開けて外に出る可能性があることを認識できたことを前提として、施設職員が気付かないうちに利用者Aが施設外へ出ることを防止する措置を取る義務があったと述べられました。

さらに、介護施設に求められる具体的な防止措置としては、利用者が外に出ることが可能な場所の内、つまみを回せば簡単に鍵が開いてしまうようなところに関しては、少なくとも、ドアが開いた場所に音が鳴る器具を設置するなどして、施設職員が直ちに気付くことができるような措置を講じておくべきであったとし、本件介護施設の設備の設置義務違反が認められ、結果的に本件施設に約1980万円の損害賠償責任が認められました。

もっとも、同判決は、本件介護施設における利用者Aの徘徊による無断外出の防止について、利用者が外に出ることが可能な場所の内、つまみを回せば簡単に鍵が開いてしまうようなところに関しては、ドアが開いた場所に音が鳴る器具を設置するなどの措置を講じる義務があったと述べているに留まります。

徘徊による介護施設からの無断外出の防止に関して求められる措置は、各利用者の徘徊、無断外出リスクや各介護施設の種類、構造によっても異なりますし、身体拘束や火災などの防災面に対する配慮も求められますので、個々の介護施設において、利用者の徘徊、無断外出を防止するための適切な対策を検討することが求められます。

また、介護施設において適切な徘徊、無断外出防止措置を講じていても、徘徊、無断外出のリスクをゼロにすることはできませんので、利用者が行方不明になったことを発見した場合の、警察などの外部機関への捜索依頼も含む初期対処方法をルール化し、施設職員に周知しておくことも、被害を最小限に抑えるために有益であると考えられます。

## 【長野佑紀弁護士のプロフィール】

京都大学法学部、京都大学法科大学院を卒業後、宮澤潤法律事務所〔東京都中央区銀座1-3-1 銀座富士屋ビル6階 TEL:03-3538-0051〕において、介護施設や医療機関からの法律相談、紛争・訴訟対応を中心に取り扱う。全国各地の介護施設・医療機関の顧問弁護士、理事、評議員を務めながら、介護医療業界におけるリスクマネジメントの底上げを目標に活動中。大学、業界団体、学会、自治体、介護施設、医療機関において講演多数。主な著書に、『Q & A でわかる！介護施設の紛争予防・対応マニュアル』（日本医事新報社・2020年9月発行）、『医療訴訟判例データファイル』（共著・新日本法規）がある。